令和2年5月27日 (令和5年5月8日改定) 学生生活委員会

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)上の位置づけが、令和5年5月8日より2類相当から5類感染症へ移行することを受け、下記の事項に留意し、大学生活を送ってください。

記

通学に当たっての留意事項

1 新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合は、発症日を0日として起算し、5日間は登校はもちろんのこと、不要不急の外出を控え療養してください。5日目に症状がまだ続いている場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは外出を控えてください。なお、医療機関や学外での実習等における療養期間については、各学部・研究科及び実習施設の指示に従ってください。新型コロナウイルス感染症のり患により授業を欠席する場合は、療養後に診断書等新型コロナウイルス感染症にり患したことが証明できる書類を特別欠席届に添付し、欠席した授業科目の担当教員に提出してください。

キャンパス内での留意事項

- 2 自身が感染した場合に、濃厚接触と考えられる方に健康観察を行ったり検査を受けることを勧めるなど感染拡大防止に努められるよう、マスクを着用しない近距離 $(1 \sim 2 \times 1)$ メートル以内)での会話など、誰と接触したかを覚えておいてください。
- 3 こまめな手洗い(外から中に入るとき、食事の前後、共用のものを触ったときなど)、 換気(30分に1回程度)といった基本的な感染症対策は、引き続き継続してください。
- 4 マスクの着用については、個人の主体的な判断を尊重します。ただし、屋内かつ近距離 (1~2メートル以内)で会話を行う場合についてはマスクの着用を推奨します。

課外活動等に関する留意事項

5 課外活動にあたっては、「課外活動のガイドライン」に従ってください。

キャンパスライフにかかわるその他の留意事項

6 大学からの連絡は、基本的に学務情報システム (メールを含む。) で行いますので、随

時、確認してください。

大学からの連絡には常に留意し、連絡がつくようにし、大学側からの連絡には必ず返信してください。

- 7 その他、学習や学生生活などで不安なことがありましたら、指導教員や保健管理センターまでご相談ください。
- 8 所属する学部から示されるその他の留意事項についても遵守してください。

日常生活に関する留意事項

- 9 自分の体調管理に留意し、健康観察を行いましょう。(食事と睡眠をきちんと取り、生活リズムを整えるようにしましょう。)
- 10 新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・感染症対策や治療に当たる医療従事者及びその家族、マスク着用有無などによる偏見や差別につながるような行為を行わないでください。